

公共工事に使用する木材の合法性の確認に伴う様式の変更 および追加のお知らせ

「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」（グリーン購入法）の「環境物品等の調達推進に関する基本方針」が平成18年2月に改正され、違法伐採対策として木材を使用する場合は、生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であることとなっています。

つきましては、高知県土木部発注の公共土木工事で使用する木材が合法かどうかを確認する必要がありますので、別紙のとおり様式の変更および追加をすることとしましたので、ご協力をお願いします。

記

1. 様式について

変更様式 材料（木材）使用承諾願（旧「材料使用承諾願」）
県産木材納入証明書（旧「県産木材（使用）納入証明書」）
追加様式 県外産合法木材納入証明書

2. 変更内容等について

発注者が木材の合法性を確認するために、合法証明の有無欄および理由欄を追加しました。また、県外産木材についても合法性を確認するため提出様式を新たに追加しています。

3. 適用年月日：平成19年4月1日以降

4. その他

グリーン購入法および木材・木製品の合法証明に関する情報等は、下記の高知県庁HPアドレスに掲載しているので参考にして下さい。

グリーン購入法に関すること：

<http://www.pref.kochi.jp/%7ejunkan/green/greentop.html>

木材・木製品の合法証明に関すること：

<http://www.pref.kochi.jp/%7eringyou/index.html>

問 合 せ 先

高知県土木部建設管理課

TEL 088-823-9826

FAX 088-823-9263